

「学校いじめ防止基本方針」

桐生市立新里東小学校

平成26年3月策定

平成30年5月改正

令和元年5月改正

令和2年5月改正

令和4年5月改正

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

(いじめの撲滅)

いじめは、決して許されることではない。しかし、誰もがいじめを受ける可能性があり、また、いじめを行う可能性やその「傍観者」となる可能性がある。いじめは、全ての児童に関する問題であり、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができるような対策を模索し、その環境を提供していく必要がある。その際、いじめた児童やいじめの存在を知らせた児童が新たな標的となる可能性についても考えていかなければならない。これらの児童が、安心できるような環境を保障していく。

(いじめ及び観衆、傍観者への対応)

いじめは、教職員や保護者などの目につきにくい状況下で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、深く密やかに進行する。いじめを早期発見する上で、いじめを受けている児童の実態を的確に把握するために、子どもたちとのかかわり合いやアンケートによる状況調査などを行い積極的に認知すること、さらに、児童がいじめを自ら行わないのみならず、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や他の児童に対するいじめを認識しながら周辺で暗黙の了解をしている「傍観者」にならないように指導を充実させていく。また、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、「傍観者」の中からいじめを抑制する「仲裁者」が現れるような学級経営を行っていく。

(関係者との連携)

いじめの問題を根絶するためには、多様な主体からのアプローチが重要な役割を果たす。いじめがあることが発見された場合、いじめを受けた児童やいじめの報告をした児童の安全確保やいじめを行った児童に対して事情を聞くなどの適切な指導を、学校内で組織的に対応していくことはもちろん、地域や家庭、教育委員会、警察その他関係機関との連携協力を図り、多方面からいじめ問題の解決に取り組んでいく。

2 いじめ防止等のための組織

(1) 組織の構成員等

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、担任、関係教諭、養護教諭、教育相談員、スクールカウンセラー

(2) 活動の概要

生徒指導・教育相談部会を定期的に開催し、気になる児童やクラスの抱える問題等の共通理解を図り、具体的な支援策を検討し、『いじめ防止のための啓発活動』に取り組んだり、諸問題への早期対応をめざしたりしている。いじめを発見したときには、生徒指導・教育相談部会を「いじめ防止等対策チーム」とする。被害者への支援、加害者への指導、傍観者への指導、担任への対応、児童及び保護者の心のケア、保護者・地域への対応、関係機関との連携協力につ

いて、役割を分担しながら行う。さらに、学年会や職員会議等でその解決策、支援策について協議し、全教職員共通理解のもとに、学校全体でいじめの解消に努めていく。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

①学校経営にかかわって

- ・ あらゆる活動の場で、児童や教師が行動目標・指導目標を意識できるように、学校教育目標（かしこく・やさしく・たくましく）に対して、めざす児童像を具体的に示し、指導の重点を共通理解し、学年・学級経営に取り組んでいく。

②教職員一人一人の人権意識の向上を図る。

- ・ 職員会議や生徒指導部会、教育相談部会等で、いじめへの対応（いじめの態様に関する認識やいじめの報告方法、指導方法など）について研修を行い、見識と共通理解を深めていく。全教職員が「いじめを絶対に許さない」という共通認識に立ち、いじめゼロの推進に向け、望ましい人間関係が育つ学級づくり、いじめを許さない学級づくり、いじめ問題への基本姿勢についての具体的な取組事項を共通理解し、教師と児童、児童間の人間関係を基盤とした学級づくりに努める。

③学級経営（生徒指導・学習指導）にかかわって

- ・ 子ども一人一人が大切にされ、認め、支え、学び合える集団づくりをめざし、次の4つの働きかけを行って自己有用感を育んでいく。1) 教師一人一人が子どもと受容的、共感的にかかわることを大切にする。2) 子どもが授業を理解しやすくなるような工夫をしていく。3) 子ども同士の話し合い活動を積極的に取り入れていく。4) 子どもが発言・発表する機会を積極的に取り入れ、協力して課題を解決していく。
- ・ 子どもとふれ合う時間を増やし、教師と児童との信頼関係づくりに努めるとともに、子どもたちに温かさを感じさせるような態度や表情、教師としての正しい言葉遣いなどに努める。
- ・ 子どもの自発的、自治的活動を保障しながらも、規律と活気のある学級集団づくりをめざし、学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を心がける。
- ・ 生徒指導の3つの機能「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」を大切にした授業づくりをめざす。
- ・ 子どもたちの学び合いを保障するため、学習規律を徹底していく。
- ・ 人権集中学習（11月）等を活用し、人権尊重（いじめを含む）等の題材を指導計画に位置付け、児童の人権意識を高める。
- ・ 道徳の時間を中心に、思いやりや生命尊重、人権尊重についての指導を重点的に行う。
- ・ 新型コロナウィルス感染症に係る新しい生活様式の正しい理解に基づいた、差別や偏見のない集団作りを推進する。新型コロナウィルス感染症は、誰でも感染する可能性のある病気であり、このことによる不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷などの人権侵害につながる言動を行わないよう指導する。

④教科以外での取組

学級活動

- ・ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学級づくりに生かしていく。
- ・ ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を取り入れ、人間関係のトラブルやいじめの問題に直面したときの対処の仕方を学習する。

学校行事

- ・ 運動会、校外学習（修学旅行や林間学校など）など、子どもたちの達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

児童会活動

- ・ あいさつ運動やいじめ防止スローガンの募集を行い、日頃より、いじめ防止について意識付けを行う。また、児童から募集したいじめ防止スローガンの中から、各学年の優秀な作品を選び、団扇を作成する。いじめ防止スローガンを掲載した団扇を、各家庭及び地域へ配布し、啓発していく。
- ・ 望ましい人間関係が育つように縦割り遊びや集会活動などを実施する。

（2）いじめの早期発見のための取組

①日常の観察や児童との積極的な交流

- ・ 休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会等に、友だち関係を中心に目を配り観察していく。
- ・ 委員会やクラブ活動、縦割り活動など、できるだけ多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわり、気になること等の情報交換を日常的に行っていく。
- ・ 休み時間、昼休み、放課後等の時間に校内巡回を意図的に行っていく。

②いじめ把握のためのアンケートや調査の実施

- ・ 「いじめアンケート」「生活アンケート」を定期的に実施し、集計分析をし、問題と思われる事案について、担任を中心に複数の教員で指導にあたっていく。事案によっては、教育相談員、スクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得て対応する。
- ・ 学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもあるので、学級内の人間関係を客観的にとらえるために、学級集団分析尺度Q-Uを年1回実施し、学級経営に生かしていく。

③教育相談体制の整備

- ・ 生徒指導部会、教育相談部会を定期的に開催し、気になる児童やクラスが抱える問題等の共通理解を図り、具体的な支援策を検討し、早期に対応していく。
- ・ 相談室、相談ポスト（全校児童、全保護者に周知）の活用により、児童や保護者が希望するときには面談ができる体制を整える。

（3）いじめの早期解消のための取組

① 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する。

いじめが発見された場合には、担任が問題を一人で抱えることなく、校内の報告・連絡・相談を密にし、担任と該当学年職員等、複数の教師ですみやかに事実確認を行う。事実関係の究明にあたっては、事実の把握を正確かつ迅速に行う。

② 事実確認ができたら、生徒指導主任や管理職への報告を行い、学年会や生徒指導部会、職員会議などの場で、その解決策、支援策について協議し、全教職員共通理解のもとに、学校全体でいじめの解消を図る。

いじめの指導については、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめを受けた子どもへの個別の指導を徹底する。

③ いじめが発生したときには、学校のみで解決することに固執せず、保護者からの訴えに謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で取り組む姿勢を大切にし、事案によっては、警察等の関係機関や教育委員会と連携して対処する。

- ④ いじめが起きた場合は、被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者保護者への協力依頼などが大切になってくるので、関係保護者との連絡を密に行い理解と協力を求める。
- ⑤ 解決が長引くなど重大な事例については、ケース会議を開き対応を協議する。学校の対応を保護者に伝え、連携を図りながら早期解決に向けて協力体制を構築する。

(4) 重大事態発生時の対応

① いじめを受けた児童への対応

- ・ 複数の教職員により、間断なく見守る体制を構築し、いじめを受けた子どもの情報共有を一日複数回実施する。また、下校後も保護者へ連絡し、様子を確認するなど、積極的に状況を把握するよう努める。
- ・ スクールカウンセラーと教職員との情報共有を徹底し、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、いじめを受けた子どもの心のケアを行うとともに、必要に応じて、被害児童の保護者についても心のケアのためのカウンセリングを行う。
- ・ 民生委員や行政機関等と連携し、福祉的な視点から、いじめを受けた子どもの家庭状況等を把握し、保護者と緊密な連携をして、被害児童とその家庭を支援する。
- ・ いじめが原因で不登校になっている場合は、緊急避難措置として、被害児童の状況に応じて、保健室や相談室などへの別室登校を行う。

② いじめた児童への対応

- ・ いじめを受けた児童が、安心して登校し、学習できる環境を確保するため、状況に応じて、いじめた児童の別室指導を行う。その際、事前に教育委員会と十分に協議を行い実施の可否を決定する。
- ・ いじめの行為が、暴行や金銭の強要などの犯罪行為の場合、被害児童を守るとともに、被害の拡大を防止するため、警察等の関係機関に相談・通報を行う。
- ・ いじめた児童の指導を継続的に行っても改善が見られず、他の児童が安心、安全に学校生活をおくことができないと判断された場合、教育委員会と連携し、校長による訓告（厳重注意等）を行う。
- ・ 加害児童が何かしらの心の傷を負っており、そのことが原因で、加害行為を行っている場合も想定される。そのため、必要に応じて教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施し、心のケアを行っていく。また、加害児童の保護者のケアにも努めていく。

③ 教育委員会・関係機関との連携

- ・ 重大事態が発生した場合、教育委員会に速やかに情報を報告するとともに、状況により、児童相談所等の福祉機関や医療機関とも連携を図り、それぞれの専門的見地からの助言を踏まえて対応していく。

④ 保護者・地域との連携

- ・ 憶測や噂などの誤った情報で事態が混乱することを防ぐため、教育委員会の連携協力の下、緊急の保護者会を開催し、個人情報に十分配慮しながら、事案の状況や対応について説明を行う。
- ・ P T A 役員等が、被害及び加害児童の保護者に対して働きかけることが効果的と判断した場合は、P T A 役員等に情報提供を行い、積極的にP T Aと連携を図り、必要に応じて協力を依頼する。
- ・ 重大事態においては、間断なく児童を見守る必要があるため、民生委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での見守り、巡回などを依頼する。

4 関係機関との連携

教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等との連携を図り、いじめ防止等の取り組みを行う。また、深刻な事案が発生した場合の連携を容易にするため、日頃からの連携に努めていく。

5 保護者との連携

学校通信や保護者会などを通じて、いじめ問題に対する学校の認識や対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供を依頼する。また、いじめが発見されたときだけでなく、学校行事や家庭教育学級など日頃から保護者との連携をとり、いじめ防止を含む学校の教育活動全般においての理解と協力を得られるよう努めていく。

6 評価の実施

年2回実施している学校（評価）アンケートに、新たに「いじめ早期発見のための措置」「いじめに対する措置」「いじめ防止のための取り組み」についての評価項目を作成し、保護者や教職員に意見を聞くとともに、学校評議員や民生委員等第三者の意見を聞きながら、いじめ防止等のための取り組みに対する評価を客観的に行い、随時改善に努めていく。